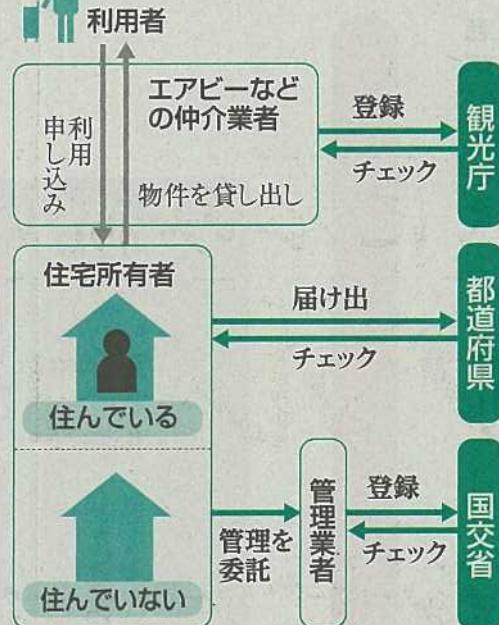


「民泊」の新たな枠組み



自家の空き部屋などに旅
行者を泊める民泊のルール
を定める「民泊新法」案の
概要が固まつた。家主を届
け出制にして営業の上限を
年180日とし、違反した
場合の罰則も設ける。民泊
は国家戦略特区などで特別
に認められているが、多く
が現状では違法状態だ。政
府はルールを明確にしたう
えで追認し、普及をめざす
方向へかじを切る。

し、開会中の通常国会での
成立をめざす。
民泊では、家主は自家の
空き部屋や、所有する空き
家を旅行者らに貸し出し、
利用料を得ることが多い。
家主と利用者の間に米A.i
r b n b（エアビーアンド
ビー）などの仲介業者が入
る。利用者は業者のサイト
で空き部屋を予約する。
本来、こうした行為は、
旅館業法でホテルや旅館に
認められたものだ。ホテル

不足もあって民泊が急速に広がったため、政府は東京や大阪の特区地域で条件つきで認めるようにした。だが、その後も旅館業法などで営業許可を受けていない「ヤミ民泊」は減らず、民泊のルールや監督官庁、罰則などを法律で定め、事實上追認することになった。

法案では民泊営業をする家主に対し、都道府県への届け出を求める。家主が不在の場合に家の管理を委託

では、都道府県などが条例で上限を引き下げるようにする方針だ。

ただ、民泊に客を奪われかねないホテル・旅館業界の反発は根強い。業界は営業日数の上限を「年30日以下」とするよう主張したが、有識者会議の提言など

民泊仲介サイトで世界最大手の米Airbnb（エアビーアンドビー）は21日、政府が成立を目指す民泊新法で定めるルールに従う意向を示した。宿泊日数が上限の180日を超えた物件は仲介サイトに表示さ

データを国や自治体に提供することも可能という。同社のサイトには、国内で約4万8千件の物件が登録されている。2016年以降にサイトを通じて宿泊した訪日外国人客は約370万人で、15年（約138万人）の2・7倍だった。

家主は届け出必要 ■ 違反には罰則

大で罰金100万円か懲役1年の罰則を科す方向だ。営業日数は年180日を上限とする。学校周辺など

「180日超」の物件 サイトから除外

使つてゐるところ。関係する税金の徴収を手数料に含めて代行することや、地域ごとの民泊利用者数などの

や仲介手数料の公表を義務づける。これらに反した場合は、立ち入り検査をしたり業務停止命令を出したりする。改善がなければ、最

をもとに「180日以下」になつた。与党内には「新法での民泊事業者の責任が軽すぎる」との声も出でてい る。(黒田壮吉、内藤尚志)

れないようにする方針だ。日本法人が同日、都内の説明会で明らかにした。海外では上限日数を超えると表示されないシステムを